

中区公告 第 123 号

公 示 送 達

次のとおり、書類の送達を受けるべき者の住所（所在地）等が不明である（法施行地でない）ので、国民健康保険法第78条及び地方税法第20条の2の規定により公示送達する。送達する書類は当区役所保険年金課に保管してあるので、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和 8 年 8 月 19 日

横浜市中区長 永井 由香

送達を受けるべき者	氏名又は 名称	別紙のとおり
送達する 書 類 名	国民健康保険料督促状令和8年度6月期	
	国民健康保険料督促状令和8年度5月随時（令和7年度分）	
	国民健康保険料督促状令和8年度6月随時（令和6，7年度分）	
（注意） 地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。		

中区

高梨 美穂

YANG MINGMING

西尾 枝里華

金 林主

小田部 尚平

久場 真也

鈴木 南

工藤 栄也

MACUTO DEBBIE JANE HALLER

内田 勝弥

松尾 亮介

森川 制路

KHATIWADA TANKA PRASAD

CHEN DADI

岡 鉄造

KARKI PRAKASH BAHADUR

SERMKAEW PHRAMAHA CHAINAR

BAE SOOHYUN

下地 裕喜

野本 龍男

春川 裕貴

新本 あかね

山内 孝好

ZHOU YUJIE

ZHANG YI

相馬 幸太

加藤 裕貴

PHAM THI LIEN

邊見 拓也

芳尾 翔太

山田 誠一

PHUNG THI XUAN HUONG

辻 俊幸

中島 允文

西嶋 秀人

菱木 和子